

令和2年度

第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画  
年間実施計画

令和2年3月



## 1 実施計画の基本事項

平成 29 年 3 月に策定された「第 2 期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画」（以下、「第二種計画」という。）に基づき、平成 30 年度までのニホンジカの生息状況・被害状況のモニタリング結果や捕獲の状況等を踏まえ、令和 2 年度の管理事業（個体数調整、被害防除対策、生息環境整備）について、次のとおり年間実施計画を策定する。

### (1) 管理事業の実施区域

県内全域

### (2) ゾーニングによる管理

標高差が大きい地形的特質を踏まえ、管理事業の実施区域を次のとおりゾーニングする。

- ・農林業ゾーン : 標高 1,000m 未満の地域
- ・共生ゾーン : 標高 1,000m 以上で鳥獣保護区及び特別保護地区以外の地域
- ・生態系保全ゾーン : 標高 1,000m 以上で鳥獣保護区及び特別保護地区に含まれる地域

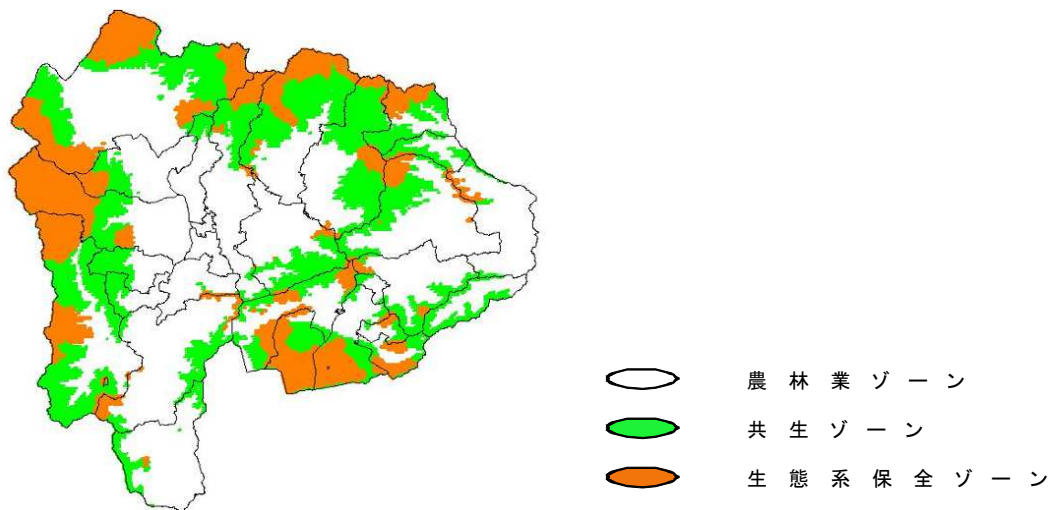


図 1 管理事業の実施区域のゾーニング

## 2 年間実施計画の執行状況

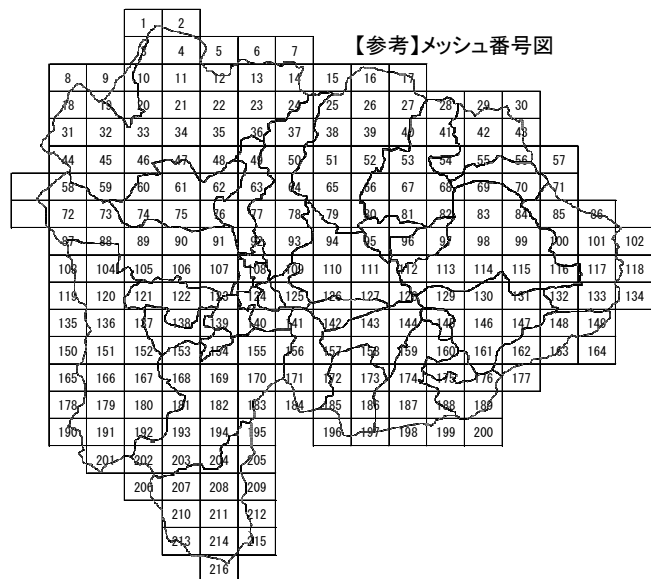
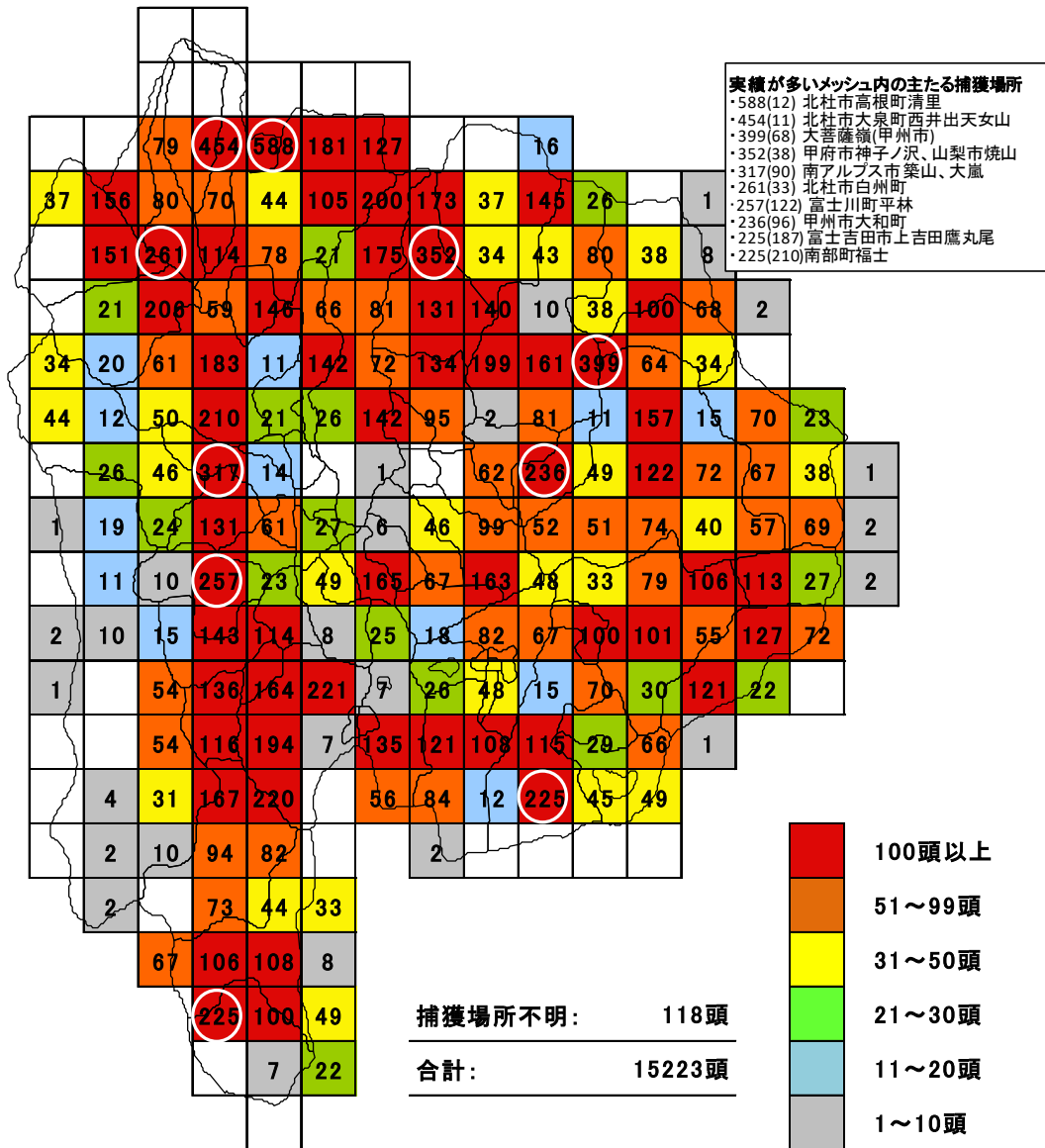
### (1) 個体数調整

平成 30 年度は、農林業ゾーンにおいて、市町村等により 6,983 頭の管理捕獲を実施した。

共生ゾーン及び生態系保全ゾーンにおいて、県等により 4,150 頭の管理捕獲を実施した。

また、有害捕獲の 523 頭、狩猟の 3,567 頭の捕獲を加え、合計で 15,223 頭と過去最高の捕獲頭数となった。

ア 平成 30 年度メッシュ別捕獲状況



イ 平成 30 年度実施主体別捕獲状況

平成30年度捕獲状況(市町村等別)

市町村等		H30年度			H29年度			対前年度比		
		有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	計
1	甲府市	67	202	269	70	180	250	△ 3	22	19
2	富士吉田市	6	85	91		40	40	6	45	51
3	都留市	52	170	222	44	160	204	8	10	18
4	山梨市	81	337	418	88	301	389	△ 7	36	29
5	大月市	23	100	123	8	70	78	15	30	45
6	韮崎市		389	389		358	358		31	31
7	南アルプス市	89	310	399	19	315	334	70	△ 5	65
8	北杜市		1,683	1,683		1,396	1,396		287	287
9	甲斐市	20	120	140	5	100	105	15	20	35
10	笛吹市	77	300	377	6	283	289	71	17	88
11	上野原市	12	220	232		215	215	12	5	17
12	甲州市	6	630	636	20	639	659	△ 14	△ 9	△ 23
13	中央市		30	30	1	39	40	△ 1	△ 9	△ 10
14	市川三郷町		100	100		100	100			
15	早川町	2	54	56		68	68	2	△ 14	△ 12
16	身延町	5	550	555		586	586	5	△ 36	△ 31
17	南部町	79	290	369	12	270	282	67	20	87
18	富士川町		225	225		280	280		△ 55	△ 55
19	道志村		200	200		200	200			
20	西桂町		53	53		53	53			
21	忍野村	4	55	59		27	27	4	28	32
22	山中湖村		40	40		40	40			
23	鳴沢村		145	145		170	170		△ 25	△ 25
24	富士河口湖町		317	317		335	335		△ 18	△ 18
25	小菅村		60	60		76	76		△ 16	△ 16
26	丹波山村		118	118		112	112		6	6
27	吉田恩組		200	200		215	215		△ 15	△ 15
28	環境省		98	98		94	94		4	4
29	県		4,052	4,052		4,450	4,450		△ 398	△ 398
	合計	523	11,133	11,656	273	11,172	11,445	250	△ 39	211

(2) 被害防除対策

農林業被害を軽減するため、平成 30 年度に県と市町村においてニホンジカ等の侵入を防ぐ防護柵の設置などの対策を実施した。

ア 農地に係る平成 30 年度の被害防除実績

- ・ 獣害防止柵の設置 対策面積 207ha

イ 森林に係る平成 30 年度の被害防除実績

- ・ 忌避剤の塗布 対策面積 159ha
- ・ 幼齢木ネットの設置 対策面積 2.25ha
- ・ 被害防止柵の設置 20,759m
- ・ 被害防止資材の設置 対策面積 591ha (剥皮防止帯、テープ巻き等)

(3) 生息環境の整備

荒廃した山林の整備や人工林の針広混交林化、広葉樹の植栽などの生息環境の整備を実施した。

(4) モニタリング

ア 農林業被害状況

平成 30 年度の農作物被害額は、32 百万円で前年度と比較し、3 百万円減少、森林被害額は、104 百万円で前年度と比較し、105 百万円減少した。

イ 生息状況

令和元年度に実施したモニタリング調査の結果によると、目撃率や糞塊密度が減少し、捕獲頭数が増加したことなどから、平成 30 年度末の推定生息数は、49,685 頭となった。

平成 26 年度末から 4 年連続で減少しており、近年の個体数調整の推進による捕獲圧の強化等により、本県のシカの生息数が着実に減少していることが明確となった。

#### 4 令和2年度実施計画

##### (1) 個体数調整

###### ア 捕獲目標

第二種計画において、平成23年度のニホンジカ（以下、「シカ」という。）の推定生息数（65,193頭）を令和5年度までに半減させる目標を掲げている。

半減化目標を早期に達成させるため、令和2年度も昨年度に引き続き、16,000頭の捕獲を目標とする。

なお、今後、平成30年度と同水準の捕獲を継続した場合、半減目標が達成できる見込みとなっている。

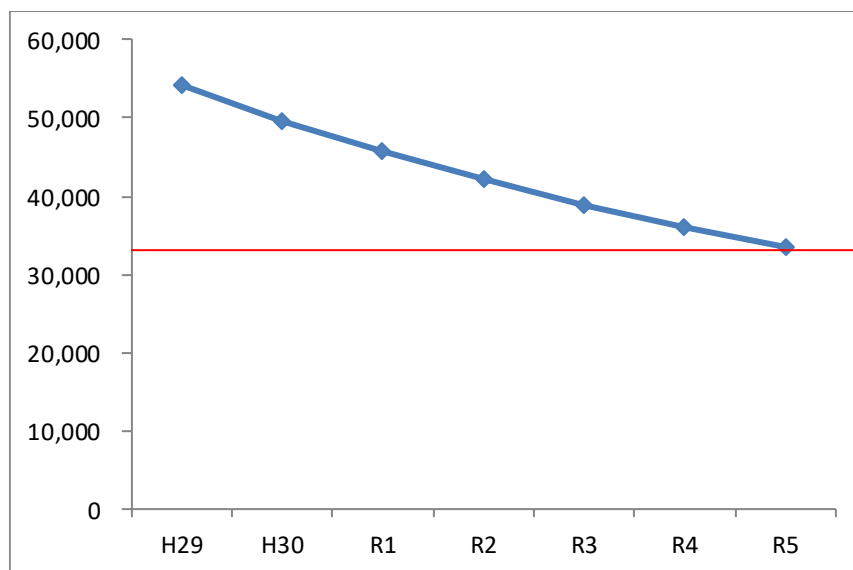


図2 平成30年度と同水準の捕獲を継続した場合の推定生息数

表1 個体数調整の計画頭数

年度	区分	管理捕獲等				狩猟	合計
		県	市町村等	国等	計		
R2計画頭数		4,600	7,500	400	12,500	3,500	16,000
H31計画頭数		5,300	7,300	400	13,000	3,000	16,000
H30計画頭数		4,800	7,300	400	12,500	3,500	16,000
		(4,052)	(6,983)	(621)	(11,656)	(3,567)	(15,223)

※市町村等には、恩賜県有財産保護組合を含む。国等には、有害捕獲を含む。カッコ書きの数値は、実績値。

###### イ 農林業ゾーン

- ・市町村等、地域が主体となり、農林業被害軽減のため、個体数調整を実施
- ・市町村等の管理捕獲頭数は、各団体が県と調整の上、被害状況等に即して計画
- ・令和2年度における市町村等の管理捕獲の計画頭数は、7,500頭
- ・半減化目標の達成を遵守するため、引き続き捕獲を推進
- ・市町村等が行う管理捕獲は通年による実施も許可

ウ 共生ゾーン及び生態系保全ゾーン

- ・ 県等が主体となり、自然植生回復のため、個体数調整を実施
- ・ 県が行う管理捕獲の令和2年度の計画頭数は、4,600頭
- ・ 捕獲効率の高いわな猟による捕獲を推進

表3 令和2年度管理捕獲計画頭数（県）

R2

事業	内容	実施期間	実施区域	捕獲頭数	H31年度 計画頭数
個体数調整事業 (指定管理鳥獣捕獲事業)	鳥獣保護区(14区域)における捕獲	通年	生態系保全 ゾーン	2,800	(3,300)
わな捕獲促進強化事業	新規免許取得者等に対する熟練者の 指導による捕獲	通年	共生ゾーン	1,200	(1,200)
認定鳥獣捕獲等事業者 集中捕獲事業	認定鳥獣捕獲等事業者によるメス ジカの繁殖期での集中捕獲	4~6月	共生ゾーン	500	(700)
東京都水道水源林ニホン ジカ捕獲促進事業	東京都と連携のもと甲州市内の都 水源林において捕獲を実施	調整中	生態系保全 ゾーン	100	0
若手ハンタースキルアップ 事業	県猟友会青年部による広域的捕獲	通年	生態系保全 ゾーン	0	(100)
計				4,600	(5,300)

エ 有害捕獲

- ・ シカによる生活環境、農林業又は生態系に係る被害の防止
- ・ 農林業ゾーンにおいては、市町村等が実施
- ・ 生態系保全ゾーン及び共生ゾーンにおいては、国（林野庁）等が実施

オ 狩猟

- ・ 1人1日あたりの捕獲頭数上限は、無制限
- ・ 狩猟期間は、昨年度同様、1ヶ月延長し11月15日から3月15日まで
- ・ くくりわなの輪の直径を12cm以下とする規制を、ツキノワグマが冬眠に入るのであろう時期から狩猟が終了する時期までの期間に限り、20cm以下に緩和  
※規制緩和の開始時期については、山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の意見を聴き、狩猟期前に決定
- ・ 狩猟による捕獲頭数

年度	捕獲頭数			
	オス	メス	不明	合計
21	1,767	1,384	56	3,207
22	1,816	1,311	69	3,196
23	1,734	1,486	260	3,480
24	1,669	1,459	237	3,365
25	1,796	1,616	209	3,621
26	1,728	1,949	72	3,749
27	1,596	1,698	215	3,509
28	1,674	1,246	168	3,088
29	1,138	1,086	651	2,875
30	1,810	1,615	142	3,567
平均	1,673	1,485	208	3,366
計画頭数	1,680	1,820		3,500
H31計画頭数	(1,440)	(1,560)	(0)	(3,000)



カ スケジュール

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
管理捕獲 (県)	←—————→												
管理捕獲 (市町村)	←—————→												
狩猟								←—————→					

(2) 被害防除対策

ア 農地に係る令和2年度の被害防除計画

- ・ 獣害防止柵の設置 対策面積 117.8ha

イ 森林に係る令和2年度の被害防除計画

- ・ 忌避剤の塗布 対策面積 114.65ha
- ・ 幼齢木ネットの設置 対策面積 0ha
- ・ 被害防止柵の設置 29,197m
- ・ 被害防止資材の設置 対策面積 310.87ha (剥皮防止帯、テープ巻き等)

(3) 生息環境整備

- ・ 農地については、生ゴミや廃果等の誘引物の除去や耕作放棄地の解消などを推進
- ・ 森林については、間伐、下草刈等の実施による緩衝帯の整備、人工林の針広混交林化、広葉樹の植栽などを推進

(4) モニタリング調査等

科学的な知見に基づく適切な管理を行うため、次による調査を実施し、その結果について、目標の設定や評価・見直しの基礎資料とする。

また、新たに推計により得られた推定生息数について、5kmメッシュ単位で密度分布を把握する。

	項目	内容	調査箇所・時期等
個体群	分布調査	目撃情報の収集によりニホンジカの分布状況を把握	狩猟期間中
	生息動向調査	糞塊密度法による生息動向調査	県内32ヶ所での実施
		狩猟における目撃率・捕獲率調査	捕獲実施時に情報収集
農林業被害	農林業被害調査	被害報告に基づく調査継続	通年

(5) 効果的な捕獲対策の検討

高標高域の稜線部など、これまで捕獲圧がかけていなかった地域を1カ所選定し、試行捕獲を実施し、今後の捕獲対策を検討する。

また、河川敷1カ所を選定し、モニタリング調査を実施するとともに、効果的な捕獲対策を検討する。

(6) 管理捕獲従事者の育成

新規狩猟免許取得者等を対象に、獣害対策に関する知識や実践的な捕獲技術の習得を目的とした研修を開催し、地域における管理捕獲の中核となる人材を育成する。

(7) 隣接都県等との連携

ア 関東山静ブロック鳥獣行政担当者会議

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

ニホンジカ等の管理対策等について、情報交換等を行う。

イ 山静神・東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会

(山梨県、静岡県、神奈川県、東京都)

都県境におけるニホンジカ等の管理対策等について、情報交換等を行う。

ウ 富士山地域におけるニホンジカ被害対策に係る情報連絡会

(林野庁、山梨県、静岡県)

富士山地域のニホンジカの管理対策について、情報交換等を行う。

エ 東京都水道局との連携によるニホンジカ捕獲の促進

(山梨県、東京都)

甲州市内の東京都水道水源林のうち、標高1,000m以上の高標高域において、東京都水道局と連携し、ニホンジカの捕獲を実施する。

(7) 環境省との連携

ア 関東山地ニホンジカ広域協議会

(環境省、林野庁、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、神奈川県)

関東山地ニホンジカ広域保護管理指針に基づく、関東山地地域におけるニホンジカの管理対策等について、情報交換等を行う。

イ ニホンジカ対策ワーキンググループ会議

(環境省、林野庁、山梨県、長野県、静岡県、韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村、静岡市、川根本町)

南アルプス自然環境保全活用連携協議会の下部組織となる標記会議において、南アルプスニホンジカ対策方針に基づく、南アルプス地域におけるニホンジカの管理対策等について情報交換を行う。

(参考資料)

## 1 農林業被害状況

### 農林業被害の内訳

区分	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
農作物	被害面積(ha)	35	41	33	34	35	42	40	41	46	39	45	42
	被害量(t)	99	105	108	117	129	141	144	140	132	136	141	104
	被害額(百万円)	23	28	26	29	37	40	41	40	38	34	35	32
森林	被害面積(ha)	80	121	124	90	81	96	109	115	154	143	96	56
	被害額(百万円)	163	213	280	162	178	217	203	279	326	266	209	104
計	被害額(百万円)	186	241	306	191	215	257	244	319	364	300	244	136

## 2 捕獲状況

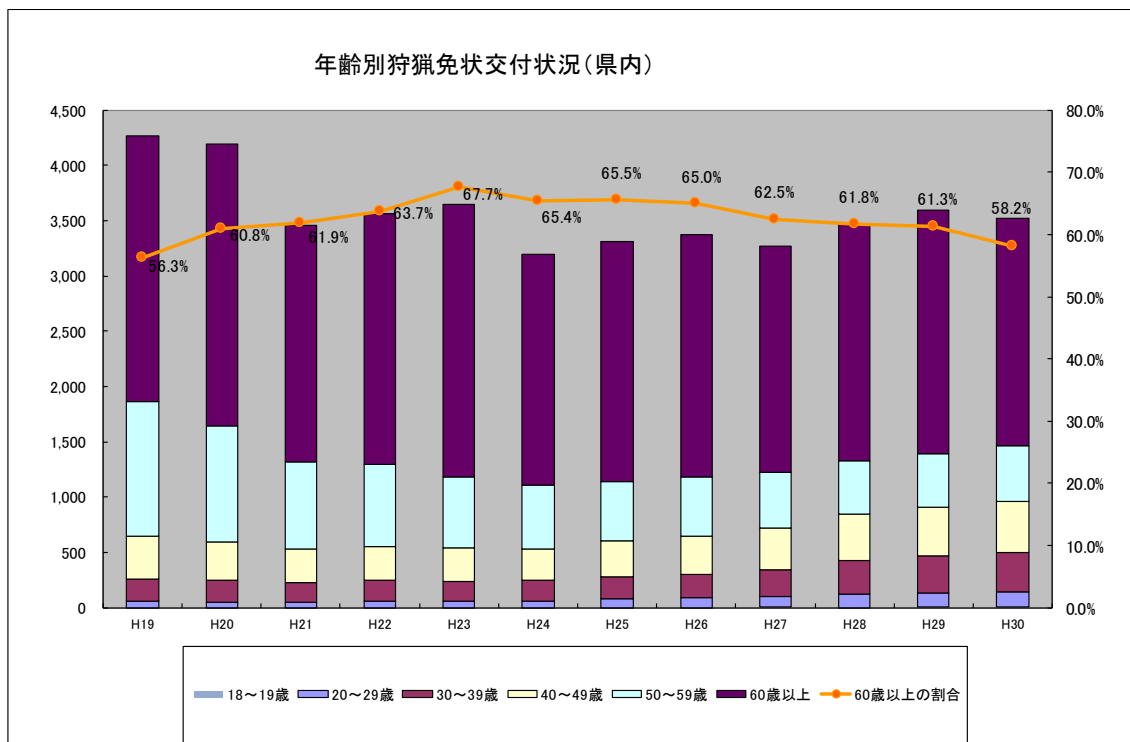
### 捕獲状況

区分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
狩猟	目標頭数	1,300	1,800	2,500	2,900	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	3,500
	捕獲頭数	2,205	3,147	3,207	3,196	3,480	3,365	3,621	3,749	3,509	3,088	2,875	3,567
管理捕獲 及び 有害捕獲	目標頭数	800	2,700	2,900	3,100	5,000	8,000	8,000	8,000	10,000	12,000	12,000	12,500
	捕獲頭数	773	1,516	2,870	3,188	3,711	6,410	7,560	8,000	9,660	11,155	11,445	11,656
計	目標頭数	2,100	4,500	5,400	6,000	8,000	12,000	12,000	12,000	14,000	16,000	16,000	16,000
	捕獲頭数	2,978	4,663	6,077	6,384	7,191	9,775	11,181	11,749	13,169	14,243	14,320	15,223

### 3 狩猟者数等

- (1) 平成 30 年度狩猟免許交付者数 3,518 名(3,597 名)  
 網猟:83 名(88 名)、わな猟:1,534 名(1,495 名)  
 第一種銃猟:1,864 名(1,972 名)、第二種銃猟:37 名(42 名)  
 (括弧内は平成 29 年度)

#### (2) 狩猟免許交付者数の推移



- (3) 平成 30 年度新規狩猟免許取得者数 207 名(253 名)  
 網猟:0 名(7 名)、わな猟:130 名(157 名)  
 第一種銃猟:74 名(86 名)、第二種銃猟:3 名(3 名)  
 (括弧内は平成 29 年度)

### 4 管理捕獲の担い手育成(令和元年度)

新規狩猟免許取得者等を対象に、地域における管理捕獲の中核となる人材を育成するため、9月27日から11月11日にかけて、各林務環境事務所において管理捕獲従事者育成研修会を開催し、延べ120名が受講した。

### 5 県内での連携

山梨県野生鳥獣被害対策基本方針に基づく取組みを推進するため、庁内の関係部署から構成される山梨県野生鳥獣被害対策連絡協議会幹事会を令和元年12月20日に、庁内外の関係機関から構成される山梨県野生鳥獣被害対策連絡協議会を令和2年1月29日にそれぞれ開催し、ニホンジカ管理対策等について、意見交換・情報共有等を行うとともに、県内4地域において、地域野生鳥獣被害対策連絡会議を開催し、地域におけるニホンジカ管理対策等の円滑な推進のため、意見交換・情報共有等を行った。

## 6 隣接都県等との連携（令和元年度）

- (1) 関東山静ブロック鳥獣行政担当者会議  
（環境省、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）  
11月29日に本県において会議を開催し、ニホンジカ管理対策等について、意見交換・情報共有等を行った。
- (2) 山静神・東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会  
（山梨県、静岡県、神奈川県、東京都）  
3月に神奈川県において会議を開催予定。ニホンジカ等の生息状況及び管理事業の実施状況等について、意見交換・情報共有等を行う。
- (3) 富士山地域におけるニホンジカ被害対策に係る情報連絡会  
（林野庁、山梨県、静岡県）  
3月に開催予定。富士山地域のニホンジカの生息状況及び管理対策等について、意見交換・情報共有等を行う。

## 7 環境省との連携（令和元年度）

- (1) 関東山地ニホンジカ広域協議会  
（環境省、林野庁、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、神奈川県）  
2月に関東地方環境事務所において会議を開催予定。指定管理鳥獣捕獲等事業の創設を踏まえた関東山地ニホンジカ広域保護管理指針の改訂や、関東山地地域におけるニホンジカの管理対策等について、意見交換・情報共有等を行う。
- (2) 南アルプス自然環境保全活用連携協議会ニホンジカ対策ワーキンググループ会議  
（環境省、林野庁、山梨県、長野県、静岡県、韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町、飯田市、伊那市、富士見町、大鹿村、静岡市、川根本町）  
2月に開催予定。南アルプス地域におけるニホンジカの生息状況及び管理対策等について意見交換・情報共有等を行う。

## 7 令和元年度モニタリング調査結果

### (1) 生息密度調査

ハンターから回収した平成30年度の第一種銃猟による狩猟出動報告（出猟カレンダー）から目撃率、捕獲率を算出した。

#### 出猟カレンダーによるシカ目撃率の推移

地域区分	シカ目撃率*																	
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
八ヶ岳・ 秩父山地	1.20	0.94	0.32	0.43	0.81	1.07	1.04	1.43	1.69	1.86	2.08	2.17	2.84	2.42	1.91	1.82	1.32	1.06
南アルプス	1.88	1.40	0.82	1.03	1.51	1.96	1.82	2.02	2.18	1.88	2.18	2.46	2.59	2.39	1.84	1.65	1.67	1.43
富士北麓・ 南都留	0.44	0.39	0.26	0.46	0.48	0.44	0.59	0.93	0.96	0.92	1.06	1.05	1.23	1.15	1.44	1.15	1.04	1.00
県全体	1.47	1.01	0.49	0.65	0.90	1.22	1.13	1.47	1.62	1.62	1.79	1.92	2.29	2.03	1.73	1.60	1.33	1.33

\*メッシュ不明のものを除いて算出

#### 出猟カレンダーによるシカ捕獲率の推移

地域区分	シカ捕獲率*																	
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
八ヶ岳・ 秩父山地	0.28	0.12	0.07	0.07	0.13	0.20	0.17	0.26	0.29	0.26	0.37	0.32	0.46	0.43	0.36	0.35	0.25	0.20
南アルプス	0.21	0.19	0.16	0.16	0.18	0.27	0.25	0.29	0.32	0.30	0.37	0.44	0.54	0.46	0.35	0.38	0.37	0.30
富士北麓・ 南都留	0.24	0.07	0.05	0.10	0.10	0.12	0.12	0.18	0.16	0.14	0.19	0.17	0.19	0.21	0.22	0.25	0.21	0.18
県全体	0.23	0.14	0.10	0.11	0.14	0.21	0.18	0.24	0.26	0.24	0.31	0.32	0.41	0.38	0.31	0.32	0.27	0.27

\*メッシュ不明のものを除いて算出

(2) 糞塊密度調査

令和元年度の糞塊密度調査は、県内32ヶ所において実施した。  
糞塊密度調査結果一覧（令和元年度）

府県 別 番号	管理 地域名	調査日	踏査 距離 (km)	糞塊数						糞塊密度 (1/ha)			
				10粒以上			10粒未満			総数	10粒 以上	総 密度	10粒 以上
				新	中	旧	新	中	旧				
4	八秩	51.10.31	4.11	14	10	17	2	20	63	4	15.3	13.0	
10	八秩	51.10.30	4.92	13	35	54	1	7	10	143	105	29.1	21.4
11	八秩	51.10.31	6.13	2	12	13	1	3	7	38	27	6.2	4.4
27	八秩	51.10.28	4.80	11	50	323	7	370	321	384	129.3	87.0	
30	南ア	51.10.30	6.39	11	23	152	3	4	131	330	192	51.7	33.1
32	八秩	51.10.28	4.94	29	25	126	10	15	77	282	180	57.1	33.5
33	八秩	51.10.28	5.31	29	24	64	2	15	54	192	12	33.0	23.3
45	南ア	51.10.30	5.20	26	55	55	2	5	32	175	136	33.5	25.0
52	八秩	51.10.28	5.99	12	5	8	1	6	25	58	26	9.8	4.4
53	八秩	51.10.28	6.81	1	1	22	1	1	22	108	24	15.9	3.5
67	八秩	51.10.28	6.36	22	4	7	3	10	30	40	6.3	4.7	
75	南ア	51.10.30	6.39	23	20	9	9	67	49	10.5	7.7		
82	八秩	51.10.28	5.21	1	13	69	1	45	134	80	25.7	13.9	
84	八秩	51.10.29	6.26	4	2	7	2	35	50	13	9.0	2.1	
83	南ア	51.10.30	4.52	18	25	159	4	75	284	205	32.8	43.3	
90	南ア	51.10.30	5.90	6	27	171	33	237	204	40.2	34.6		
121	南ア	51.10.30	4.71	19	21	156	1	7	47	251	106	53.3	41.6
122	南ア	51.10.30	4.81	3	1	7	1	1	7	12	3	2.0	1.7
140	富都	51.11.1	5.08	17	5	15	1	21	59	37	11.6	7.3	
155	富都	51.10.29	5.29	3	5	4	1	15	28	12	5.3	2.3	
161	富都	51.10.29	5.55	3	13	31	14	40	107	53	19.2	3.5	
162	富都	51.11.1	5.72	25	26	4	13	74	5	17.9	3.8		
167	南ア	51.11.7	5.26	3	11	75	1	24	154	89	29.3	13.9	
171	富都	51.10.29	5.82	3	17	16	36	20	6.2	3.4			
172	富都	51.10.29	6.30	5	2	1	1	12	10	1.9	1.6		
173	富都	51.10.29	4.85	3	216	59	278	219	59.8	47.1			
180	南ア	51.10.31	4.30	1	15	12	1	13	36	78	38	16.2	5.8
181	南ア	51.10.31	4.97	4	12	64	27	111	84	22.3	13.9		
185	富都	51.10.29	4.05	7	30	46	2	6	36	177	83	43.7	23.5
200	南ア	51.11.1	6.99	1	25	40	5	20	92	67	13.2	3.6	
204	南ア	51.11.1	7.05	5	37	1	23	66	42	9.4	5.0		
211	南ア	51.11.1	4.53	5	2	20	27	5	6.0	1.1			
総計			175.03	236	579	2,010	28	143	1,362	4,334	2,624	25.0	13.1

八秩：八ヶ岳・秩父山地地域、南ア：南アルプス地域、富都：富士北麓・南都留地域



糞塊密度分布の変化

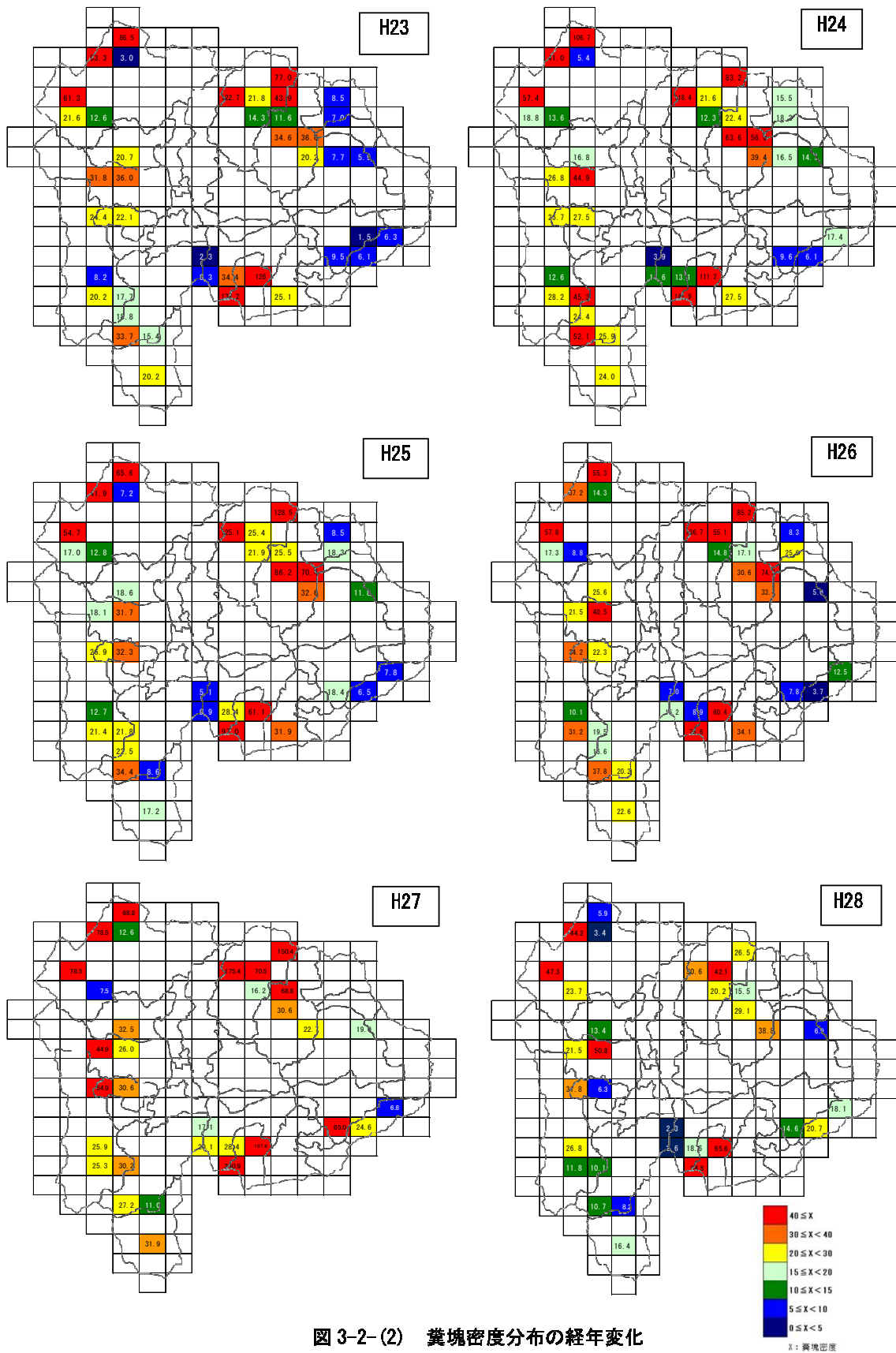
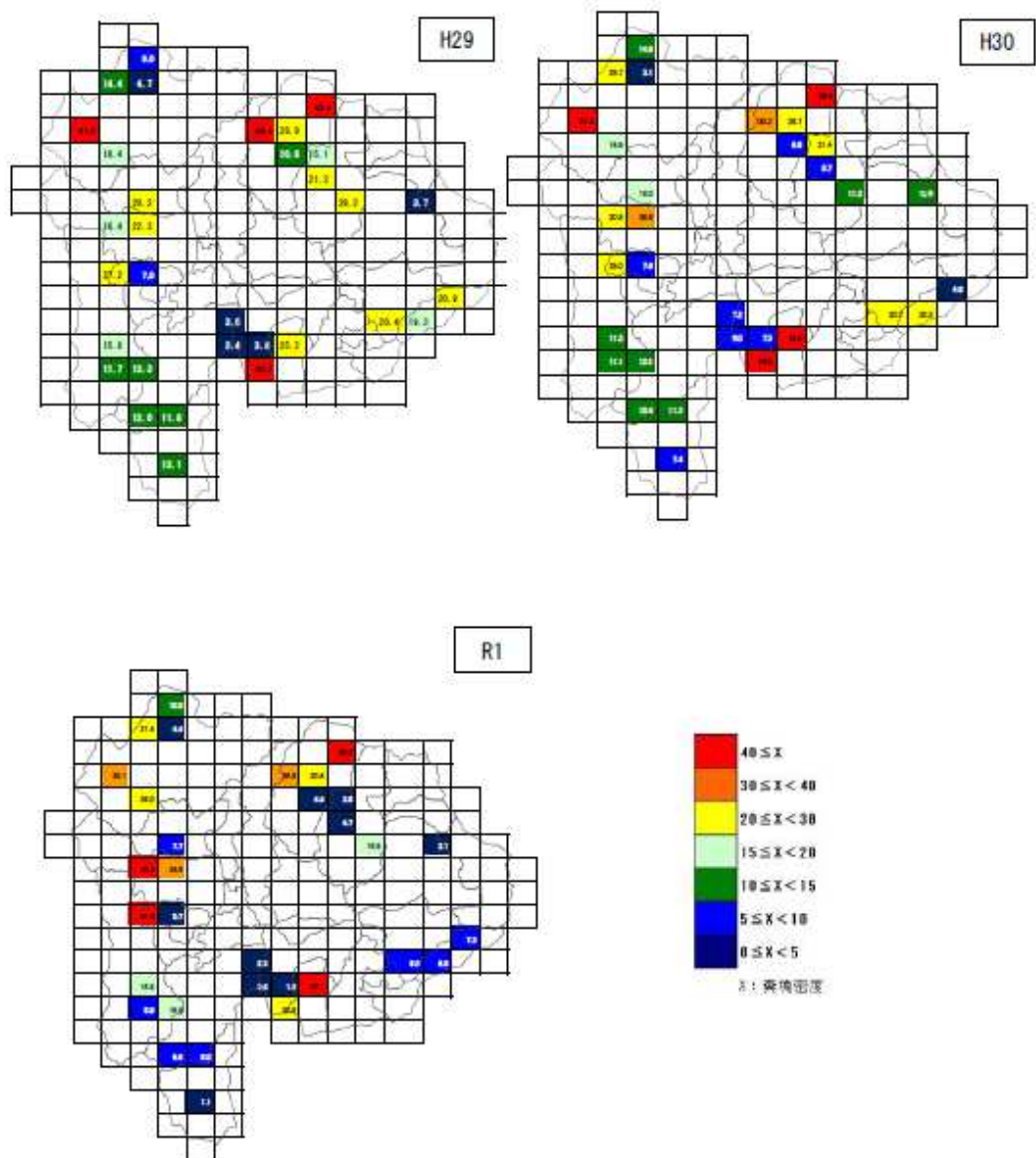


図 3-2-(2) 糞塊密度分布の経年変化



地域別の糞塊密度（令和元年度）

地域区分	メッシュ数	踏査距離 (km)	10粒以上 糞塊数	延べ 糞塊密度 (/km)
八ヶ岳・秩父	11	61.18	1,170	17.0
南アルプス	13	71.71	1,394	18.2
富士北麓・南都留	8	42.60	980	11.4
総計	32	175.49	3,544	16.1